

過去の不正義と国際法

—日韓国交正常化50周年に寄せて

阿部浩己

1 遅れてきた正義

大韓民国との国交正常化から、ちょうど半世紀という節目の年を迎えていた。「両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の正常化に対する相互の希望とを考慮し」て東京で署名された日韓基本条約が効力を生じたのは、いまから50年を遡る1965年12月18日のことであった。同日には、日韓請求権協定も、同条約に寄り添うように発効している。

サンフランシスコ平和条約の署名直後に開始された予備会談から14年もの時を経て産み落とされた日韓基本条約が、そのうち糸余曲折を経ながらも相応に結びつきを深め行く両国（民）間の確たる法的礎になってきたことはまぎれもない。そのこと自体は言祝ぐべきことでもあろうが、その一方で、日韓関係のあり様には、朝鮮半島に現存するもう1つの主権国家・朝鮮民主主義人民共和国との関係にまとわる外交的陰影も絶えず随伴している。日韓国交正常化50年は、2002年の平壌宣言後もなお引き続く日朝間の非正常きわまる関係を反面において浮き立てるものもある。

もっとも、本特集との関連でそれ以上に銘記しておくべきは、半世紀に及ぶ時の流れが、日韓間において、封印されたはずの過去の召喚をますます促していることの法的含意である。「慰安婦」

問題はその代表例というべきものにはかならない。むろんそこに、特定の政治指導者らの挑発的な言動によって過度に政治化された側面があることはたしかである。だが、そうとしても、過去の想起それ自体は、国家主義的言説への表層的な応答にとどまるものではなく、より深い次元に根ざした営みとしての性格を有してもいる。なによりそれは、ひとり二国間の関係に限局されるものではなく、むしろ現代国際社会に広がり行く本源的事象の一端を見るのが事の実相に即している¹⁾。

過去をめぐる議論は1980年代に勢いを増し始め、冷戦の終結した1990年代以降、東アジアを含む世界各地で、活性化と非活性化を繰り返しつつも、まるで地下茎がつながったかのように継続している。「過去」といっても、公的な場に導き入れられるのは、輝かしき栄華・栄光のあれこれではなく、支配的言説により沈黙を強いられてきた人々の記憶である。その潮流を近年にあって先導してきたのは、移行期正義（transitional justice）の下に展開される、重大な人権侵害への制度的対応といってよい。訴追・処罰、損害賠償、和解、真相究明といった被害回復（reparation）への包括的スキームが急速な進展を遂げてきたことはよく知られているところであろう。

過去の不正義と対峙する営みは、だが、移行期正義が射程に据える直近の過去への対処を超えて、いまや何世代にもわたる時の流れを逆行し

ていくようまでなっている。歴史的不正義（historical injustice）と称される、遠き過去に個人や集団に降りかかった深刻な被害の回復が国際関係において前景化される情景は、もはや例外といって済ませられるものではない。奴隸貿易と植民地支配への責任に焦点をあてた2001年の人種主義等に反対するダーバン世界会議²⁾は、その位相を先端的に映し出す場であった。移行期正義という術語と対比させるなら、こうした歴史的不正義への取り組みは、遅れてきた正義（belated justice）とでもいうべきものの実現を求める営みと表してもよい。

過去に向かう思想的潮流が台頭した契機として、ジョン・トーピーは、社会主義と国民=国家という2つの未来の崩壊に言及する。これによって未来への地平線が失われ、人間状態の改善を求める舞台としてほかならぬ過去に焦点が設定されるようにならぬだとう³⁾。トーピーの分析にここでさらに立ち入る余裕はないが、ただその動因がいずれであれ、過去の不正義の是正を促す知的枠組みを主導的に提供してきたのが歴史学や哲学、政治学といったものであったことはたしかである。他方で国際法は、個別の違法行為には対処しても、時を遡る大規模な不正義との対峙には、法の遡及適用が困難であるなど制度的制約が強く働くとして、あまり重きをおかれてこなかつたところもある。

しかし、国家（政府）の行動を制御する期待が国際的に広く共有される局面において、国際法が部外者然のままにいるということはおよそありえない。「国際法は、国際社会の歴史を通し、有力な政治的潮流、台頭する道徳的基準、そして宗教思想の支配的動向と密接に関わってきた。そのような結びつきが特に顕著なのは戦争と平和の文脈においてであり、国際法は神学者によって案出された正義の伝統を本質的に具現化している。同様

のことは、償いや被害回復が大きな役割を果たす最近のグローバル・ジャスティスを求める声の台頭との関わりにもあてはまる。国際法の役割は一般に、ある意味において、未来についての期待を安定させ明確にするため、国家実行における行動の趨勢を法として明定し、そうして、政府の側の政治的態度を転換させることにある⁴⁾といいうリチャード・フォークの指摘を改めて想い起こしておきたい。

2 歴史への転回

実際のところ、国際法と過去はこれまで常に切り離しがたい関係にあった。現に過去は、国際法における権利義務関係を確定するために欠かすことができない証拠的価値をもつ。加えて、国際法を構成する原則や規則、制度は、それ自体が記憶の場（memorial site）となって過去の想起や過去との絶えざる対話を促してきている⁵⁾。そしてトーピーの言に倣って議論の枠を押し広げれば、冷戦終結後、21世紀に入り、国際法もまた未来のあり様を過去に求めるようになっているといってよいだろう。歴史に対する国際法学の関心の急速な広がりと深化（歴史への転回（turn to history））⁶⁾がその相貌を雄弁に伝えているのではないか。歴史への転回は、未来への楽観に裏打ちされているにせよ不安に駆り立てられているにせよ、社会変革を阻害してきたこれまでの国際法のあり方の批判的な捉え直し（新しき制度を整備するための過去の再発見）を根源的に志向するものといってよい⁷⁾。

歴史と国際法のかかわりは多面的であるが、マット・クレイヴンはこれを3つの次元に分節して解析している⁸⁾。第1が「国際法の歴史（history of international law）」、第2が「国際法における歴史（history in international law）」、そして第3が

2) <http://www.un.org/WCAR/>.

3) ジョン・トーピー〔藤川隆男訳〕『歴史的賠償と「記憶」の解剖』（法政大学出版局、2013年）第1章参照。

4) Richard Falk, "Reparations, International Law, and Global Justice: A New Frontier", in de Greiff (ed.), *supra* note 1, p.480.

5) Patrick Macklem, "Ryna 9, Praha 1: Restitution and Memory in International Human Rights Law", *European Journal of International Law*, Vol.16 (2005), p.14.

6) Ingo J. Hueck, "The Discipline of the History of International Law: New Trends and Methods on the History of International Law", *Journal of the History of International Law*, Vol.3 (2001), pp.194-217.

7) Emmanuelle Tourme Jouannet and Anne Peters, "The Journal of the History of International Law: A Forum for New Research", *Journal of the History of International Law*, Vol. 16 (2014), p.2.

1) See e.g., Elazar Barkan, *The Guilt of Nations: Restitution and Negotiating Historical Injustices* (2000); John Torpey, *Politics and the Past: On Repairing Historical Injustices* (2003); Pablo de Greiff (ed.), *The Handbook of Reparations* (2006); Siina Löytölä, *Law and the Politics of Memory: Conflicting the Past* (2014). 金富子・中野敏男編著『歴史と責任』（青弓社、2008年）、永原陽子編『植民地責任論——脱植民地化の比較史』（青木書店、2009年）も参照。